

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 日程第九 議案第二十一号 福生市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民部長 小野光朗君登壇)

○市民部長(小野光朗君) 御指名をいただきまして、議案第二十一号福生市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、昭和五十四年四月一日から福生市国民健康保険の被保険者で高額療養費の支給を受けている者を対象として資金の貸付事業を実施しておりますが、現行「二百万円」の基金の額を「四百万円」に増額いたしました。貸付事業の充実に円滑な運営を図るため条例改正をお願い申し上げます。

内容でございますが、第二条、基金の額を「二百万円」を「四百万円」に改めまして、平成元年四月一日から施行しようとするものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜り御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十一号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十一号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 日程第十 議案第二十二号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民部長 小野光朗君登壇)

○市民部長(小野光朗君) 御指名をいただきましたので、議案第二十二号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の提案理由とその改正内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、市内中小企業の振興を図るため本条例に該当する中小企業の範囲を緩和すること、資金の範囲に開業資金を加えようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第二条第一号、定義において、現行条例では該当中小企業者は、資本の額または出資の額の総額が一千万円以下であり、また、かつ従事者数が五十人以下の工業者、資本の額、出資の額の総額が五百万円以下であり、かつ従業者数が二十人以下の商業者というふうに、資本と従業者数の二点で該当する場合が対象中小企業となっておりますものを、今回、中小企業基本法の定義と同様に、工業の場合は、資本の額または出資の総額が一千万円以下の会社並びに従業員数が五十人以下の会社、また個人及び商業の場合は、資本の額または出資の額の総額が五百万円以下の会社並びに従業員数が二十人以下の会社や個人が資本と従業員数のいずれかに該当すれば中小企業とするように改めるものでございます。

第四条第一項第二号につきましては、運転資金、設備資金の次に開業資金を設け、限度額は五百万円といたそうとするものであります。

第六条は、この改正に合わせ用語を整備し、新たに第二項を設け、開業資金融資の申し込みの要件としまして、第一号におきまして、第二条第一号の中小企業者であること、第二号におきまして、代表者または個人は市内に二年以

上引き続き居住していること、第三号につきましては、会社にあつては登記簿上の所在地及び主なる事務所を市内に置くこと、第四号におきまして、許可、認可を要する事業のときは、それらを受けていること、第五号につきましては、物的担保または物的担保を提供できる連帯保証人一人を有すること、第六号につきましては、市税を完納していること、第七号として、この条例の他の融資を受けていないことを具備していることを定めようとするものでございます。

次に、第七条につきましては、この開業資金の新設に伴い、連帯保証人の資格や用語の整備を図ったものでございます。

次に、第七条の二におきましては、融資額が五百万円を超えるときは、保証協会の保証を求めており、この場合、保証料は市負担となつていますものを、規則において二分の一と定めようとするものであります。これは五百万円未満の際の保証料は融資申込者の負担となっており、その負担の均衡を図るために改めるものであります。

次に、第九条第一項、第十三条本文におきましては、運転資金、設備資金の次に開業資金を加えようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成元年四月一日から施行しようとするものであります。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第二十二号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よつて議案第二十二号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

した。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第十一 議案第二十三号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第二十三号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

防衛補助事業として昭和六十二年度及び六十三年度にわたり実施してまいりました仮称中福生公園建設事業が平成元年三月末に完成することに伴ひまして、福生市都市公園条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容といたしましては、別表の「福生駅西口公園」の後に、公園の名称として「中福生公園」、位置として「福生市大字福生四四三番地一」を加えようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でしたが、慎重審議を賜りまして原案のとおり御決定賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第二十三号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よつて議案第二十三号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十二 議案第二十四号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第二十四号昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例について、提案理由並びにその内容を説明申し上げます。

このたび、昭和天皇の崩御に伴いまして、大赦令、復権令が平成元年二月二十四日から施行されたわけでございます。公務員等の懲戒免除等に関する法律、こういう法律がございまして、この第三条の規定によりまして、地方公務員に対しましても懲戒免除を条例の定めるところによりまして行うことができるというように定められております。この趣旨を踏まえまして他市の状況等考慮し、当市におきましても懲戒免除を行うことが適当と思っておりますので、本条例を提出したものでございます。

第一条でございますが、この条項は、地方公務員の懲戒免除を行う場合の根拠法を規定したものでございます。次に第二条でございますが、この条項は懲戒免除の対象となる範囲を規定したものでございまして、昭和六十四年一月七日前の行為について、平成元年二月二十四日前に、減給または戒告の懲戒処分を受けた者を対象として、将来に向かってその懲戒を免除しようというものでございます。

ちなみに当市の場合、過去ずっとさかのぼりますと六名の該当者がおります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成元年二月二十四日から適用しようとするものでございます。

以上、甚だ雑駁でございましたけれど、慎重御審議の上、原案のとおり御確定くださるようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十四号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十四号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十三 議案第四十号 福生市の一般職の職員の平成元年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第四十号 福生市の一般職の職員の平成元年三月期期末手当の支給割合を定める条例について説明を申し上げます。

本条例は提案理由にございますように、福生市の一般職の職員に対し支給いたします期末手当の支給割合を定めようとするものでございまして、条例第一条が職員の給与条例の規定に基づき、三月期期末手当の支給割合を定めるといふ、この条例の趣旨でございまして、第二条におきまして、支給割合を百分の五十といたそうとするものでございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行いたそうとするものでございます。

簡単でございますけれども、慎重御審議を賜りまして原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 続いて日程第十四 議案第三十九号 福生市の休日定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 浅見裕康君登壇)

○助役(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第三十九号 福生市の休日定める条例について、その提案理由並びに内容を説明申し上げます。

御案内のように、最近銀行などの金融機関を初め多くの企業等におきまして休日日数をふやす気運にありまして、完全週休二日制に向けての大きな課題となっており、昨十二月、国におきまして、これらに關する地方自治法の一部改正が出されましたが、その主たる内容は、今回新たに第二、第四土曜日を日曜日と同じように地方自治体の休日と定めようとするものでございます。既に国においては、ことし一月より実施に踏み切っておりますのでございます。

このような実情の中にありまして、都下二十六市等の状況を踏まえまして、今回新たに本条例を提案いたそうとするものでございます。

それでは条文について御説明申し上げます。

まず第一条ありますが、この条例の根拠法を規定したものでございます。

次に、第二条でございますが、市の休日日を定めたものでございまして、第一項第一号にて、日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日と定め、第二号におきまして、国民の祝日に関する法律に規定する休日と定め、第三号におきましては、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を休日と定めるといふような規定に相なっております。この日は、原則といたしまして市の機関の執務は行わないといふようにするものでございます。

次に、第二項でございますが、この規定は前項の例外規定を定めておるものでございまして、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行するといふことを妨げるものではないといふ旨を規定したものでございます。言いかえますと、会館等の施設においては、必要により改正するといふような内容に相なるわけでございます。

次に、第三条であります。期限の特例を定めたものでございまして、市の機関に対する申請や届出等、それらの行為の期限で条例等に規定する期間をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなすといふようにいたそうとするものでございます。

なお、ただし書きにおいて、条例または規則におきまして、期限を別に定められている場合には、その定めた期日をもってその期限としようといふような規定でございまして、期限を別に定められている場合には、その定めた期日

附則といたしまして、この条例は、平成元年四月一日より施行しようとするものでございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございましたけれども、慎重御審議の上、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十九号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村尾米次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十九号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾米次君） 日程第十五 議案第三十七号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第三十七号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容の説明を申し上げます。

議案第三十九号の提案説明で申し上げましたが、最近、銀行などの金融機関を初め多くの企業等において勤務時間等の短縮が課題となっておるわけでございます。このような実情の中にありまして、他市の実施状況を参考にいたしまして、土曜閉庁の実施に伴う条文整備及び女子職員の育児休暇制度を導入するため本案を提出申し上げます。

それでは改正条文について説明申し上げます。

まず、第二条でございますが、第二条第一項中「四十八時間を超えない」というものを「四十六時間を超えない」というように改めるわけでございますけれど、これは今回、労働基準法等の改正に伴いまして一週間の最高勤務時間を四十八時間から四十六時間に短縮しようという関係でございます。

それから第二条第三項は、職務の性質により、実質的には交代制勤務等がこれに当たるわけでございますけれど、勤務時間の最高限を超えて勤務することを必要とする場合においては四十六時間を超えて勤務させることができる、こういう旨を規定したものでございます。

次に、第三条でございますが、この条文は勤務を要しない日を定めたものでございまして、日曜日及び第二、第四土曜日、さらには括弧書きといたしまして第五土曜日というのがございますけれど、そういった月の処置といたしまして、任命権者は別に四週間に二日以上他の土曜日を指定し、その日を勤務を要しない日と、こういうように定め

られると、こういう旨を規定したものでございます。

次に、第二項でございますが、会館等の施設に勤務する場合、その職員の職務の性質上、四週間ごとに期間を定めまして、その期間内に四日以上勤務を要しない日を定めることができるという旨を規定したものでございます。

次に、第三項でございますが、専任当直員等の職務の性質上、交代して勤務するような場合については、勤務を要しない日を別に定めることができると、こういう旨を規定したものでございます。

次に、第四条でございますが、この条文は正規の勤務時間を規定したものでございまして、通常、勤務時間は暦日を単位といたしまして週休土曜日のある週にあっては月曜日から金曜日までの五日間、それ以外の週にあっては月曜日から土曜日までの六日間に割り振るというようにするものでございます。

なお、ただし書きといたしまして、特別の勤務を要する場合には正規の勤務時間を別に割り振ることができるという旨を規定したものでございます。

次に、第七条でございますが、この条文は休日を規定したものでございまして、休日日における職員の勤務は別に指示のある場合を除き免除されるものとし、その休日日は国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を休日と定めたものであります。

次に、第二項でございますが、休日が勤務を要しない日に当たるときは、その日を勤務を要しない日と定め、国民の祝日に関する法律に規定する日に当たる場合は別に定めることにより、他の日とするという旨を規定したものでございます。

次に、第七条の二第四号を育児休暇に改めようとするものでございますが、今までの第四号は、年末年始の休暇というふうに規定されていたわけでございますけれども、今回、年末年始の休暇につきましては、前項の第二号に規定いたしました関係上、この語句を自動的に削除いたしまして、新たに育児休暇の規定をここへ加えようとするものでございます。

次に、第十条の二でございますが、この条文は育児休暇を定めたものでございまして、子育ての職員に対し育児休業法に準じまして、出産後一年間の間は本人の申し出により育児休暇を与えることができるように規定をいたすものでございます。

次に、附則といたしまして、この条例は、平成元年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございますけれども、何とぞ慎重御審議の上、原案のとおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十七号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十七号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第十六 議案第三十八号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第三十八号福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容の説明を申し上げます。

御案内のように、毎年夏、冬等に支給されます一時金の期末勤勉手当につきましては、その算定基準につきましていろいろ論議をいただいているところでございます。従前から国や都に準じまして、住居手当をその算定基準から削除すべきとの申し合わせを都下の二十六市におきましても市長会等において行ってきたところでございます。このこ

とにつきましては幾多の経過を経まして今日に至ってきたことでもございますし、殊、現在に至ってはそのあり方と

いうものを見直さなきゃいけない時期ではないかというふうに感じているわけでございます。

そこで、当市におきましては、この際、ひとつの節目として住居手当を算定基準から削除いたしまして、その適正化を図ろうとするものでございます。

他方、育児休暇中の女子職員に対しましては、他市の実情を参考にいたしまして、今回、新たに育児休業法に準じまして地方公務員等共済組合法に規定する掛金分を支給しようというようなことでございます。

それでは条文について説明申し上げます。

まず第十一条の二第二項中「月額に、第十条の三第一項に定める住居手当の月額を加えた合計額」、これを「月額の合計額」、こういうように改めようとするわけでございますが、この条文が期末手当の算定基準の変更ということに相なるわけでございます。したがって、本則におきましては住居手当を不算入とするということにこれであるわけでございます。

次の第十五条第三項中「及び第十条の二」を削るというようにございますが、この条項は、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第九条の二に年末年始の休暇が、また新たに十条の二に規定してあったわけでございますけれども、これが年末年始の休暇が第七条に包含されてしまったということで条文の整備をするという内容でございます。

次に、第二十条の二項でございしますが、この条文は先ほど御提案いたしました議案第三十七号で、女子職員が乳児を育児する場合の休暇期間中の給与の支給を定めたものでございます。該当職員に対しましては地方公務員と共済組合法に基づきます掛金相当額を支給するわけでございます。

次に、第二項におきましては、当該職員には前項に定めます給与以外の他の給与は一切支給しない旨を規定したものでございます。原則的には無給で育児休暇をとることになるわけでございます。

次に、附則でございしますが、この条例は、第一項において、施行期日を定めたものでございまして、平成元年四月一日から施行しようとするものでございます。

次に、第二項及び第三項でございしますが、これは期末手当等の算定基準から住居手当を不算入とすることに伴いま

して、一定の激変緩和措置を定めたものとございます。

期末手当の算定基準において、住居手当の加算の額を段階的に下の表にあるように減額しようとするものとございまして、まず平成元年度に支給いたします場合は、給料及び扶養手当並びにこれらに対する調整手当月額の合計額に六千円を加算した額、それから平成二年度においては、三千円を加算した額をそれぞれ算定基準の金額としようというものでございます。

次に、第三項でございますが、勤勉手当の算定基準を定めたものでございまして、期末手当と全く同様、平成元年度には六千円、平成二年度には三千円をそれぞれ加算して算定の基準といたそうとするものでございます。したがって、平成三年度から完全に住居手当の期末勤勉手当に関する算定基準の加算はなくなるというようにいたそうとするものでございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議をいただきまして原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十八号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十八号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） この際、議長からお諮りさせていただきます。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 引き続き会議を続行いたします。

日程第十七 議案第二十五号 福生市中学校給食審議会条例を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

（教育次長 古谷正夫君登壇）

○教育次長（古谷正夫君） 御指名をいただきましたので、議案第二十五号 福生市中学校給食審議会条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

御承知のとおり、この中学校給食につきましては過去に研究会をつくり調査研究をしましたが、結論は教育委員会にゆだねられ、その必要性についてあらゆる角度から検討いたしました。当時、校舎増築等教育行政需要の増大や学校給食を再検討すべき過渡期だったため、当分の間、見合わせに至った経緯がございました。その後、中学校給食の設置につきまして市議会再三にわたり御質問等をいただいております。時期も大分経過いたしました。新たに中学校給食について見直す必要から、教育委員会に諮り検討いたしました結果、市民や教育関係者で構成いたします審議会を設置し、御審議をいただくとするものでございます。本条例を提案申し上げた次第でございます。

それでは条例の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第一条の設置規定でございますが、中学校給食について調査審議するための審議会を設置しようとするものでございます。

第二条につきましては、審議会の所掌事項を定めたものでございます。

第三条は、審議会の組織を定めたもので、委員十五人以内で組織すること、選出区分につきましては、市立の中学

校長三人以内、市立中学校教職員三人以内、市立中学校PTA会長三人以内、市立中学校保護者三人以内、知識経験者三人以内、以上十五名以内の方を任命または委嘱させていただこうとするものでございます。

第四条は、委員の任期について定めたものでございます。

第五条は、審議会の会長及び副会長に関する規定で、第二項は、会長及び副会長の選出方法でございます。第三項は、会長の職務、第四項は、会長の職務代理を定めた規定でございます。

第六条は、会議の議長は会長が行う旨規定したものでございます。また第二項及び第三項につきましては、会議の定足数並びに議決権を定めた規定でございます。

第七条は、審議会の庶務は教育委員会事務局学校給食課で行う旨の規定でございます。

第八条は、委任事項でございまして、この条例を施行するに必要な事項につきましては、別に教育委員会が定めることができる規定でございます。

最後に附則でございしますが、第一項は、施行期日を定めたもので、平成元年四月一日から施行いたす規定でございします。また第二項につきましては、本条例第六条の会議の招集についての特例を規定したもので、最初に開催されます審議会につきましては、教育長が招集し、会長が互選されるまでの間、会議の議長になる規定でございします。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議賜りまして原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げます。以上、説明とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十五号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十五号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第十八 議案第十三号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第十三号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容の説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございしますが、非常勤特別職の報酬として、今回新たに労働安全衛生法に基づきます産業医、福生市中学校給食審議会設置に伴う審議会委員の報酬を加えることと同時に、さらには医師がその資格において従事する非常勤の特別職の職員となっておりますところの学校医等の報酬額の改定をいたそうとするものでございます。なお、この学校医等の報酬につきましては、例年、西多摩医師会と西多摩地区市町村長との協議によりまして学校医等の報酬が決定される、その額をもって西多摩地区の九カ市町村が統一的な金額とするというような方法をとっております。本年におきましても既に協議が終わっておりますので、医師等の報酬を別紙のように改正しようとするものでございます。

それでは改正内容について説明申し上げます。

報酬額でございますが、産業医につきましては学校医と同額の月額五万一千三百円、中学校給食審議会委員につきましては、他の特別職の職員あるいは学校給食センター運営審議会委員等と同額の日額七千円としようとするものでございます。

次に、医師等の報酬額でございしますが、別表にそれぞれ記載してございますように、金額にいたしましたので四百円から四千円、それから率にいたしまして三・四％から四・一％をそれぞれ引き上げ改正をいたそうとするものでございます。

なお、附則におきまして、本条例は、平成元年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございましたけれど、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十三号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十三号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十九 議案第二十六号 昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（収入役 内田和雄君登壇）

○収入役（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第二十六号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第五号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正は最終予算として、一部歳入につきましては前年度実績等を考慮し見込み数値を計上しておりますが、総体的には歳入歳出とも事務事業の実績及び確定に基づく精算によるものが主たるものでございます。また、このことに伴い繰越明許と対象事業の確定による地方債の変更もあわせてお願いしようとするものでございます。それでは、予算書に基づき内容について説明申し上げます。

一ページをお開きいただきしたいと思います。総則でございますが、第一条におきまして、歳入歳出総額にそれぞれ五億九千四百二十二万九千円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ百四十五億一千九百七十五万九千円と定めようとするものでございます。

次に、第二条繰越明許をお願いするものですが、内容は第二表繰越明許費におきまして説明を申し上げます。

次の第三条地方債の補正でございますが、これも内容につきましては第三表地方債補正で説明を申し上げます。

次に、二ページをお開きいただきしたいと思います。歳入について御説明申し上げます。

まず、市税の市民税におきまして八千五百万円の追加は、個人市民税の更正申告による調定増七千万円と法人税割の調定増一千五百万円との合算額でございます。次に、軽自動車税ですが、百三十八万円の追加でございます。電気税につきましては七百万円の追加でございます。

それから、地方道路譲与税につきましては百九十万円の追加でございます。

利子割交付金でございますが、一億四千九百万円の追加でございます。

自動車取得税交付金につきましては一千七百四十万円の追加でございます。

次に、地方交付税でございますが、七千万円の追加でございます。これは普通交付税において、新たに国の施策として、ふるさと創生分として二千万円の追加と特別交付税分の五千万円の追加の合算額でございます。

次に、分担金及び負担金におきまして、負担金の六十万七千円の減でございますが、これは下の川の分担金の減でございます。

次に、使用料及び手数料におきまして、使用料の二百九十万七千円の減でございますが、これは市営球場使用料で七十四万三千円の減、市営テニスコート使用料において二百十六万四千円の減でございます。

次に、国庫支出金でございますが、国庫負担金の六百六十八万七千円の追加は、母子寮措置費負担金において四十七万六千円の減、新たに制度化された国民健康保険基盤安定負担金の七百十六万三千円の追加と、その相殺額でございます。国庫補助金の六千三百八十六万三千円の追加は、保健活動費補助金の五十万一千円の追加と防衛施設周辺道路整備事業補助金の二百五十三万六千円の減、それと熊川緑地（仮称）新設事業に対する繰上追加事業費補助金で五千万円の追加、それから、第四小学校防音機能復旧事業補助の二千九百八十四万円の追加と第四小学校防音機能復旧

除湿事業補助金の四千十一万六千円の減でございます。それと第六小学校温度保持事業補助金で一千二百八十八万四千円の追加、さらに特定防衛施設周辺整備調整交付金、これは九条でございますが、この追加交付分一千三百二十九万円の追加、以上の相殺額でございます。

次に、都支出金でございますが、都負担金におきまして三百三十四万三千円の追加は、国庫負担金と同様に、新たに新設された国民健康保険基金安定負担金の都分三百五十八万一千円の追加と母子寮措置費負担金二十三万八千円の減との相殺額でございます。次に、都補助金におきまして六千五百五十二万五千円の追加は、市町村調整交付金の三千二百七十四万三千円の追加と市町村振興交付金の二千二百万円の追加、それと高齢者事業団運営費補助金の三十三万九千円の追加、また付添看護事業補助金で七十九万七千円の減、市道整備事業補助金で九十万円の減、交通安全施設整備事業補助金で五十二万円の減、緑化事業補助金で三百六十万円の追加と、さらに市町村コミュニティ施設、スポーツ・レクリエーション施設建設費補助金で第一中学校校庭照明設置事業として五百六万円の追加、以上の相殺額でございます。

次に、財産収入の財産運用収入におきまして三千八百九十七万六千円の追加は、都市施設整備基金を初めとする積立金利子でございます。財産売却収入の四百四万二千円の追加は、廃道敷の売り払いによるものでございます。

次に、寄附金におきまして千五百二十四万円の追加は、宅地開発指導要綱に基づく寄附金でございます。

次に、諸収入の市預金利子において二百九十八万七千円の追加は、歳計現金預金利子でございます。次に、収益事業収入におきましては三千三百万円の追加でございます。

次に、市債におきまして三千三百五十万円の追加は、熊川緑地新設事業債で三千七百五十万円の追加、防火貯水槽新設事業債で三百十万円の減、耐震性貯水槽新設事業債で九十万円の減の相殺額でございます。

以上が歳入で、歳入補正総額が五億九千四百二十二万九千円の追加で、歳入予算総額が百四十五億一千九百七十五万九千円と相なる次第でございます。

次に、歳出について説明いたします。

総務費の総務管理費におきまして一億五千二十三万三千円の追加は、特別職報酬審議会の未開催による経費の減四十五万円と退職手当特別負担金三百六十九万七千円の追加、それと電算機無停電装置設置工事の精算による五百六十

万円の減、それから退職手当特別負担金準備基金積立金と庁舎増築基金積立金合わせて一億五千四百十八万三千円の追加、それと産休代替等パートタイマー賃金百五十九万七千円の減、以上の相殺額でございます。

次に、民生費の社会福祉費におきまして百二十九万九千円の追加は、社会福祉協議会補助金で六十二万円の追加と高齢者事業団運営費補助金六十七万九千円の追加との合算額でございます。

次に、児童福祉費でございますが、九十九万八千円の減で、これは母子寮措置委託料でございます。

次に、生活保護費の七十九万七千円の減につきましては、付添看護婦の扶助費の減でございます。

次に、衛生費で保健衛生費におきまして三百四十六万五千円の減につきましては、健康診査委託料で二百五十五万二千円の減、訪問指導謝礼で四十五万三千円の減、印刷製本費で四十六万円の減の合算額でございます。

次に、清掃費におきまして九百六十九万九千円の減は、印刷製本費で十四万七千円の減と西多摩衛生組合負担金の九百五十五万二千円の減のその合算額でございます。

次に、土木費で道路橋りょう費において一千七十一万四千円の追加は、工事請負費において三百万円の減と特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加交付によるものの用地買収費で一千五百四万四千円の追加、この用地買収につきましては平成元年度当初予算にも予算計上されたままになっております。今後の補正において減額調整をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願い申し上げます。そのほか防衛施設周辺道路整備事業の設計委託料で百三十三万円の減、以上の相殺額でございます。

次に、都市計画費におきまして九千九百八十五万七千円の追加は、用途地域図の印刷製本費と配布委託料合わせて三百三十六万一千円の減と土地取引専門審査委員会の未開催による報酬百四十四万円の減、防衛庁からの補助金の繰上追加交付により、熊川緑地新設事業の事業費一億四百六十五万八千円の追加、以上の相殺額でございます。次に、住宅費の四十六万四千円の追加は、市営住宅管理基金積立金でございます。

次に、消防費において五百五十三万円の減につきましては、防火貯水槽新設事業費で四百五十三万円の減、耐震性貯水槽新設工事費で百万円の減との合算額でございます。

次に、教育費の教育総務費の二千二百八万七千円の追加は、学校施設整備基金積立金でございます。次に、小学校費において一千二百四十三万七千円の減につきましては、上下水道料を主とした光熱水費九百五十二万二千円の減と